地域支えあいサポーターの活動

「地域支えあいサポーター」の活動や役割についてご説明します。

１．地域支えあいサポーターとは

地域の中でお互いの「ちょっとした気づかい」や「さりげない気配り」が広がれば、地域で発生する様々な福祉課題を早期に発見することができます。

社会福祉協議会では、地域の中で支援が必要な方を福祉的な視点で見守り・支えあう「地域支えあいサポーター」を養成しています。受講された方はサポーターとしてお住まいの地域を中心に地域の見守り活動をされています。

※地域支えあいサポーターの「あい」という言葉には、支援する側、支援される側という立場で分けるのではなく、お互いに支えあうという意味を込めています。

２．活動について

①まず地域を見渡してみましょう

地域支えあいサポーターの活動は身近な地域を見渡すことから始まります。お散歩や買い物、ゴミ出しなどで地域を歩く時など、地域をゆっくりよく見てください。

見ることが「見守る」第一歩になります。

地域をよく見ると、何気ないいつもの景色から課題が見えてくるかもしれません。

地域を「見守る」ポイント

- 新聞や郵便物がたまっている
- 敷地内にゴミが散乱している。
- 雨戸やカーテンが閉まったまま（開いたまま）になっている
- 室内の電気が点いたまま（消えたまま）になっている
- 以前に比べて家の外が荒れている。ゴミが溜まっている
- 最近姿を見かけない
- 本人の様子が気になる
  （極端にやせている、顔色が悪い、不自然なケガやアザが見られる、服装等）
- 以前に比べて意思疎通が困難になった　などなど

※講座でお配りした「見守り手帳」もご参照ください。

②見守りから声かけ、気づきへ

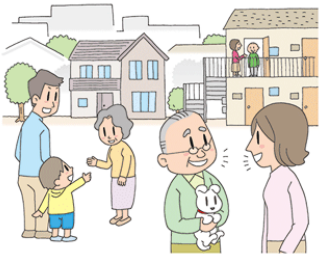

ゴミ出しの時や道で出会ったときなどで出会った方に意識的に声かけをしてみましょう。日常のあいさつからはじまり、立ち話、井戸端会議など、これまでの関係の範囲で十分です。

普段から暮らす地域だからこそ、いつもとの“違い”に気づくはずです。

もし、いつもとの“違い”に気づいた時は、身近な地域の民生児童委員さんや専門機関である地域包括支援センターや社会福祉協議会などへご連絡ください。

③さらに活動が広がります

地域で支援が必要な人ってどんな人？

どんな世帯であっても、人生の中で様々な課題により「生活のしづらさ」を感じることはありますが、中でも誰にも相談できず、抱え込み、孤立する傾向のある人たちです。

【例えば・・・】

- ひとり暮らし高齢者世帯
- 高齢者のみ世帯
- 昼間ひとり暮らし世帯
- 介護が必要な（認知症など）方のいる世帯
- 一人親世帯
- 障がいのある方がいる世帯
- 子育て中の世帯
- 外国人の世帯　　など

ご近所で支援希望があった場合に社会福祉協議会から具体的な支援をお願いすることがあります。（例えば、〇〇さんのお話し相手になってほしい。△△家のゴミ出しを手伝ってほしい、などが想定されます。）支援が可能な場合は是非ご協力ください。

顔合わせや調整などは社会福祉協議会が全てコーディネートしますのでご安心ください。

後日お配りする名札は活動の際、必要に応じてご活用ください。

３．その他

年に数回、サポーター会報（ニュースレター）をお送りする他、フォローアップ研修や交流会のご案内をお送りしますので、是非ご参加ください。

毎年２月頃には翌年度の活動意向調査とボランティア保険への加入案内をいたします。

その他、何か困った時は、お気軽に社会福祉協議会へお問い合わせください。

【お問い合わせ】
社会福祉法人 舞鶴市社会福祉協議会
〒625-0087　舞鶴市字余部下 1167（中総合会館３階）
Tel 0773-62-7044　Fax 0773-62-7039

活動の範囲

どこまで関わるかの判断基準

・本人の能力がある（できる状況にある）場合
　→本人にできることは任せる、本人とともに行う

・制度やサービスがあり、利用することができる場合
　→制度やサービスを紹介する

・身近に家族や友人などの支援が望める場合
　→そちらを優先させる

・生命に関わることや金銭の絡むことなど、トラブルの可能性が高く、ボランティアのリスクが高い場合
　→次の内容は、地域支えあいサポーターの活動範囲外
　　①サポーターの運転での送迎
　　②日常の範囲を超える買い物の代行など、高額（何万円単位）金銭の絡むこと
　　③銀行でのお金の引き下ろし
　　それ以外の内容であっても、自分の許容範囲を超える場合は断る。
　　どのような活動も、十分にリスクを考慮し、リスクを減らす方法を検討する。（例えば、関係機関の意見を仰ぐ。個人ではなくチームや関係機関と連携しながら取り組むなど。）
　　対応に困った場合は社会福祉協議会へ相談する。

個人情報の取り扱い

・地域支えあいサポーターの行う範囲内では、個人情報保護法の対象にはなりません。

・対象者等との信頼関係を築くためには、プライバシーの配慮が欠かせません。

・活動中に知り得たことは本人の承諾なしに他へ漏らさないことが基本です。

・緊急性を要する場合、本人の生命に関わる場合など、本人の大きな不利益になる場合は、必要な範囲で情報を支援者、支援機関に伝える。